

平成29年第6回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成29年12月22日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 東郷 克己 | 2番 | 山崎 敦志 |
| 3番 | 長谷川崇朗 | 4番 | 橋 俊明 |
| 5番 | 坂口 重良 | 6番 | 岩井智恵子 |
| 7番 | 津村 俊二 | 8番 | 矢野 隆行 |
| 9番 | 田中 陽介 | 10番 | 稲垣 誠亮 |
| 11番 | 山本 剛 | 12番 | 鈴木 市朗 |
| 13番 | 工藤 義明 | 14番 | 野並 享子 |
| 15番 | 東郷 正明 | 16番 | 北村五十鈴 |
| 17番 | 荒川 泰宏 | 18番 | 立入三千男 |

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

| | | | |
|---------|--------|---------------------------|-------|
| 市長 | 山仲 善彰 | 教育長 | 西村 健 |
| 政策調整部長 | 寺田 実好 | 教育部長 | 竹中 宏 |
| 総務部長 | 上田 裕昌 | 市民部長 | 田中 理司 |
| 健康福祉部長 | 瀬川 俊英 | 健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当) | 辻村 博子 |
| 都市建設部長 | 小山 日出夫 | 環境経済部長 | 遠藤 由隆 |
| 政策調整部次長 | 武内 了恵 | 総務部次長 | 三上 忠宏 |
| 広報秘書課長 | 北脇 康久 | 総務課長 | 長尾 健治 |

出席した事務局職員の氏名

| | | | |
|------|--------|-------|-------|
| 事務局長 | 大藤 良昭 | 事務局次長 | 辻 義幸 |
| 書記 | 吉川 加代子 | 書記 | 佐敷 政紀 |

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第118号から議第132号まで

(平成29年度野洲市病院事業会計予算(第4号) 他14件)

各委員長より委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 議第133号から議第141号まで

(平成29年度野洲市一般会計補正予算(第9号) 他8件)

提案理由説明、質疑、討論、採決

第2 意見書第14号から意見書第16号まで

(消費税10%への増税の中止を求める意見書(案) 他2件)

提出者説明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。

午前中から議運、全協と、大変お疲れでございますけれども、よろしくお願ひいたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員でございます。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりでございます。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、12月8日と同様であり、配付を省略しましたので、御了承願ひます。

また、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分報告書が市長より提出され、お手元に配付しておきましたので、御確認お願ひいたします。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第10番、稲垣誠亮議員、第11番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、各委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第118号から議第132号まで、平成29年度野洲市病院事業会計予算、ほか14件を一括議題として、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子です。

去る12月7日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第130号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについて審査しました。

委員より、具体的にどれぐらいの割引の見込みがあるのかとの質問に対し、担当課から、野洲市、栗東市、守山市、湖南市、草津市、その5市に関しましては全体で6割の経費削減が図られた。負担は人口割ということで、野洲市はさらに率が高い65%の削減が図れるとの答弁がありました。

次に、委員より、県下の広域化の状況とメリット、デメリットもあるが、広域化のメリットの説明を求めるとの質問に対して、担当課から、おうみ自治体クラウドは湖南4市及び湖南市の5市で始まり、近江八幡市が加入し、今回、米原市が参加して7市となる。あと、東近江市と長浜市はベンダーが一緒だということで、システムを統合するというのを聞いている。彦根市と高島市は未定。豊郷町、甲良町、多賀町、愛荘町、日野町、竜王町の6町でクラウドをつくっている。メリットに関しては、経費の削減が一番大きい。あと、いろんな契約に関しても一本化ということで事務の効率化が図れるということが大きなメリットがあるとの答弁がありました。

以上、慎重に審査いたしました結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果報告といたします。

○議長(矢野隆行君) これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。御質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

去る12月7日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月13日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第128号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について、慎重に審査いたしました。特に質疑、討議はありませんでした。よって、議第128号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決するべきと決しました。

次に、議第132号野洲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて審査いたしました。

委員から、現在の待機児童の数はどの質疑に対し、12月1日の現在の国基準の待機児童は42名との答弁がありました。

また、その対策はどの質疑に対し、野洲第3保育園の定員とゆきはたこども園の定員の見直し、（仮称）三上こども園の整備で増員を図ろうと考えているが、施設的な面積において希望される方を受け入れることはできても、保育をされる保育士等人材の確保がなかなか難しい状況にあるとの答弁がありました。

また、育休や転入の関係で待機がふえているのかとの質疑に対し、転入や育休が明ける予定の4月以降、順次ふえていく状況であるが、年度途中で保育士等を雇い入れるというのは非常に難しい状況になっているとの答弁がありました。

また、シングルマザー、シングルファーザーの家庭は、基本的、優先的に待機児童に入らない配慮は既にされているのか、現状はどの質疑に対し、選考の基準の中で、働きたいひとり親世帯は優先的に順位が上がるような仕組みになっているとの答弁がありました。

また、新規の多様な保育サービスの充実とはどの質疑に対し、野洲市も保育所に対するニーズが非常に高まってきており、市の直営ではない家庭的保育事業者、事業所内保育所等を支援していきたいとの答弁がありました。

続いて、委員間討議を行いました。討議はありませんでした。

以上の議案を慎重に審査しました結果、議第132号については、採決の結果、全員賛

成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏です。

去る12月7日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月14日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

議第129号野洲市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例、議第131号市道路線の認定及び廃止について、以上2件を議題として説明を受け、慎重に審査いたしました結果、全議案とも特に質疑、討議はなく、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る12月7日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、12月12日、13日、14日に各分科会を、また20日に委員会を招集し、

説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について御報告申し上げます。

議第118号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）、議第120号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第121号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議第122号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、議第123号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）、議第124号平成29年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第125号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第4号）、議第126号平成29年度野洲市水道事業会計補正予算（第1号）、議第127号平成29年度野洲市下水道事業会計補正予算（第2号）、以上10議案を議題として、12月20日の予算常任委員会では、各分科会に分担しました各予算案について詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長報告で受けました。

その後、議第119号について、立入三千男委員ほか2名より修正案の提出がありました。修正案の内容は、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案として、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）中、市立病院整備推進事業費に係る関係予算計上分を減額しようとするもので、歳入については、基金繰入金を2億5,620万3,000円増額し、11億7,992万1,000円に修正し、特別会計繰入金3億1,318万6,000円を減額し、1億517万1,000円に修正する。また、歳出では、衛生費の保健衛生費の補正額を5,698万3,000円減額し、837万4,000円に修正するもので、主に市立病院整備推進事業に係る病院事業会計貸付金5,000万円等を減額するというものでありました。

修正案の提出者の説明の後、質疑や委員間討議を行い、慎重に審査をいたしました。

主な委員間討議の内容は、修正案提案理由より、委員から、議会において数だけの論理で進めるべきではないという説明について、7年間病院問題がとまってきたことは数の論理でとまっていたのではないか。また、議会制民主主義は議論をした上で賛否をとることであり、数だけの論理は議会制民主主義を否定することではないか。最後は多数決で決めることを認識すべきであるという意見に対して、修正案提出委員から、数だけの論理については以前の議会で賛成多数となったとき、市長は立ちどまり、凍結されたことを例に、数だけの論理だけで進めるべきではないと言っているとの回答がありました。

また、委員から、数というものに妥当性があり、可決、否決は意味をなさなければなら

ない。皆が賛成するまで提案し続けるから病院問題が停滞する。この修正案が可決されたとき、執行部と歩み寄ることについてはどの意見に対して、修正案提出委員から、歩み寄りについて、執行部側が歩み寄る姿勢を出せば考えるが、駅南口と直営という状況では歩み寄れないとの回答がありました。

委員から、市民病院事業の設置等に関する条例がある以上、執行部は提案し続ける。条例の縛りはあるが、内容に合わなければ改正することとなる。議会としてよい方向に改正すればよいとの意見がありました。

また、新人議員に採決を迫るのは無謀ではという説明について、委員より、市民の負託を得て議員になった。1回だけでと言うが、1回の説明でしっかり判断し、1票を行使するとの意見がありました。

また、修正案提出委員から、今回の住民投票の結果分析の推計として、個人的に市民の意見を聞いていると、投票されなかった約50%も含め、全体で約25%が賛成、約25%が反対。推計で75%の方が病院建設に対し、前向きな回答が得られなかった。修正案でいまいちど病院のあり方を検討しなければならない。市として医療と介護のバランスを整えることが大事ではないかとの説明があり、委員から、投票されなかった約50%を反対に含めることは無理なこととの意見がありました。

また、委員から、福祉医療は採算がとれない。採算がとれないことは行政がやる。採算ベースで少々の赤字でもいいと考えるが、絶対黒字でならなければならないことについての問いに、委員より、民間がやれないことを行政がやる。収支について市民の貴重な税金を使うこととなるので、節度ある内容でやるべきであるという意見がありました。

また、委員より、野洲病院建設予算について当初の57億円にこだわっているのではとの意見に対し、修正案提出委員より、野洲病院建設予算について、野洲市の体力では57億円、駅前で57億円は市民との約束であった。病院の階層等の変更で費用も膨らんでいく。予算が通ると、市民と約束したと違ってくる。市民と決めた、そこに立ち返る勇気が必要である。

また、駅前の利点は相乗効果で、商業施設だけでなく、病院や公園もつくり相乗効果を得るが、いつの間にか公園も狭くなり、病院だけが大きくなっている。駅前ににぎわいを得るのは病院なのかとの意見がありました。

そして、採決の結果、立入三千男委員ほか2名から提出された議第119号に対する修正案については賛成少数でありました。

次に、議第119号の原案については賛成多数でありました。

よって、議第119号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議第118号及び議第125号について、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議第120号から議第124号並びに議第126号、議第127号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

（「修正動議」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後1時20分 休憩）

（午後2時20分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対し、稲垣誠亮議員ほか1名から既に配付いたしました文書のとおり修正動議が出されましたので、これをあわせて議題といたします。

これより、修正案に対する提出者の説明を求めます。

第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 第10番、稲垣誠亮です。

それでは、提出いたしました議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案について、提出者を代表して説明いたします。

さて、議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案は、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）の中、市立病院整備推進事業費にかかる本予算計上分を減額しようとするものです。

さて、住民投票も投票率が48.52%で不成立に終わって残念でありませんが、いたし方ないことと受けとめております。しかし、今回の住民投票は、通常選挙と違って市民

にわかりにくい選挙であったにもかかわらず、約半数の市民に投票していただいたことは、開票されないという結果ではありましたが、市長は市民のこの投票行為を重く受けとめていただきたいものと思います。約半数の市民は病院整備について関心を寄せておられます。議会において数だけの論理で前に進めるのではなく、いまいちど立ちどまって真に市民に説明をし、意見を聞いていくべきであると思います。

病院整備に関する問題は、平成23年4月11日に現野洲病院から市に対し、新病院基本構想2010が提案されて始まり、これまで野洲駅南口市有地に市直営の市民病院整備のための関連予算について、平成27年5月と同年11月に基本設計関係の補正予算が、そして平成29年には実施設計予算等の議案が計6回市議会で否決されました。また、市長は今定例会に本年第1回定例会、そして第2回臨時会、第3回定例会、第4回定例会と、4回連続否決されている予算案を、修正することもなく、基本的にこれまでと同様の市民病院関連予算を提案しておられます。このようなほかに例を見ない異常な提案の仕方で議会の理解を得られるはずがありません。二代表制の中で市長は議会制民主主義をどのように考えておられるのか、真意を疑わざるを得ません。

以上のことから、平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）の中、市立病院整備推進事業費にかかわる関係予算計上分を減額しようとするものです。

それでは、内容について御説明いたします。

別紙平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案をごらんください。

第1条第1項中、2億660万7,000円を1億4,962万4,000円に改め、205億5,295万1,000円を204億9,596万8,000円に改めるものです。

次に、第1表、歳入歳出予算補正におきましては、歳入の表については、款17、繰入金、項1、基金繰入金を2億5,620万3,000円増額し、11億7,992万1,000円に修正し、また項2、特別会計繰入金、補正額3億1,318万6,000円を減額し、1億517万1,000円に修正するものです。

また、歳出の表については、款4、衛生費、項1、保健衛生費の補正額を5,698万3,000円減額し、837万4,000円に修正するものです。

次に、歳出の減額の内訳ですが、お手元の資料に掲載しておりますとおり、衛生費で、主に市立病院整備推進事業費にかかわります病院事業会計貸付金5,000万円等を減額するものです。

なお、議第118号平成29年度野洲市病院事業会計予算並びに議第125号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第4号）についても、当然のことながら反対するものであります。

以上、説明といたしますが、新病院整備は本市の将来の財政運営を左右しかねない大きな課題であります。最後に3点、追加で述べさせていただきます。

まず、1点目ですが、運営形態に関して、市長は従来主張なされてきました公務員型地方公営企業法全部適用から、過去4年間、当職が一貫して求めてきました非公務員型独立行政法人に大きく方針を転換なされたことは大きく評価するものであります。これにより、経営の効率化とともに、万が一経営が頓挫した場合、民間法人への譲渡や指定管理者制度への移行が効率よくコストをかけずに対応でき、独立行政法人化は事業計画を進める一方で、市長が経営破綻にも対応できるよう備えられたと考え、財政上の不安から反対されている市民の皆様にも一定の配慮をされたものであり、この点、市民に成りかわり謝辞を申し上げるものであります。

2点目は、病院整備の賛否の判断が議員の善悪の判断の全てにつながっている市の風潮があるように思います。賛成、反対が合い言葉になっている現状について改善を願うものであります。

最後に、3点目ですが、道義的責任に関してであります。本件の提出者、賛成者は、選挙公約により、この緊急動議に及ぶものであります。選挙公約に反して本件予算案に賛成することは、逆に政治家としての道義的責任が問われることになるのではないのでしょうか。

以上により、議員の皆様には御賢明な判断をよろしくお願い申し上げ、修正案の説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） これより、議第119号に対する修正案に対し、質疑を行います。御質疑はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後2時29分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対する稲垣議員の修正案について質疑をいたします。

これまで新野洲市民病院関連の予算が6度否決されて、早期の建設を願っておられる市民の願いが届きません。10月の市議会議員選挙では、賛成派が多数の議席を占めました。改選前の定例会で建設に反対する会派や議員からの発議で、野洲駅前南口に病院を整備することについての是非を問う住民投票が11月26日に行われましたけれども、投票率が48.52%で成立要件の過半数に届かず、不成立でした。この住民投票がわかりにくいと言われますが、この住民投票は市民から発議されたものではなく、建設に反対する議員が数の力で強行したもので、わかりにくくしたのは発議された側にあります。それだけに建設反対派が主導してきたこの住民投票が過半数に達しなかったことは、住民の早く病院を建設してほしいという願いを、駅前はだめ、そんな大きな病院は必要ない、将来の子や孫に借金を負わすことになる、反対のための反対を繰り返すだけで何ら対案を示さない、そんなことに市民が同調しなかった結果が投票率の過半数を超えなかったのではないのでしょうか。投票率は発議した議員がもっと市民に呼びかけることをしなかった結果、過半数を割ったんですから、住民投票のために1,600万の市税が使われたことをどのように思っておられるのか、教えてください。

賛成議員は、市議会議員選挙があるのだから、その結果を見るべきで、市議選の後で住民投票を行っても50%に届かない可能性があり、住民投票の中止を求めたのもこういう結果が想定されたからでした。今後、さらに議会で病院関連予算が削除されるようなことがあれば、市民の議会への不信感はさらに広がり、野洲の地域医療の崩壊にもなります。医療難民を出さないために、将来をしっかりと見据えて早期の病院建設が求められます。

ここまで7年もかけて議論されてきました。もう待ったなしの状態です。市長がこの計画が進まなければ、野洲市から中核医療機関がなくなると言っておられますけれども、このことは市内の医師会も地域医療の連携が立ち行かなくなることをご心配しています。病院が必要と言うのなら、予算を削除するだけでなく、いどこにどんな病院をつくるのか、はっきりと示すべきではないでしょうか。明らかにしてください。

反対されている議員の中には、当初は市内に病院は要らんとおられた方もおられます。自治連合会と議員の懇談会から、病院は必要と態度が変わりました。市の計画に反対されている議員さんは、本当に病院を必要と思っておられるのか疑問です。

今回の修正案は、無責任きわまりなく、予算が削除されているだけで、対案が全く見え

できません。病院が必要だと言うのなら、病院関連予算を削除するだけでは病院事業がとまってしまっただけです。修正案にはなぜ対案のための予算を組み入れておられないのか、お伺いします。対案があるとすれば、病院の規模や予算は幾らなのか、またいつまでどのような病院をどこにつくろうとしているのか、どのような方が経営されるのか。

地域医療の中核を成す公立病院は民間にはできない医療サービスを提供できますが、民間になればもうかる診療だけを残して、結局は採算に合わない診療科はやらなくなります。総務省も公立病院は民間病院でできない不採算部門の医療を担う役割があるとして、高齢化社会ではますますその役割は重要だとしています。なぜなら、地方自治体の役割は市民の命と健康を守り、誰もが安心して暮らせる町をつくる役割を担っているからです。

市の財政が心配と言われますが、収支も2年目には黒字になるとされています。では、対案があるのなら、その病院建設はいつどこにできて、収支は何年後にどれだけの黒字になるのか、具体的な説明を求めます。このことに答えることが議員としての役割ではないでしょうか。予算を削除するだけでは、計画をとめるだけで前に進めません。具体的な対案をしっかりと示してください。

以上です。

○議長（矢野隆行君）　なお、質疑通告書が出ましたので、発言を許しておりますけれども、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので、簡単明瞭にすることを希望いたします。

では、第10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君）　東郷議員の修正動議に対する質疑に対してお答えいたします。

かなり文章が長かったので答えられているかどうかわからないんですが、ちょっと順にメモした限りで答えていきたいと思います。

まず、最初に前段の部分で住民投票が市民から発議されたものではなく、建設に反対する議員が数の力で強行したとあったと思うんですが、これは議会の総意で決まったことであると認識しております。市長発議の住民投票の予算案に関しては、東郷議員、賛成なされてますよね。たしか賛成なされたと思うんです。で、お返事になっているかと思います。

2番目に、1,600万円の市税が使われたことをどのように思われているかということもありましたが、これ、僕は結果が出なかったことは大変遺憾、残念だとは思っていますけど、投票率が50%、半数近くまで上昇しまして、結果として市民がこの病院整備問題に関心を持つかなりのきっかけになったと私は思っていますので、無駄になったとは思

っておりません。

また、その1,600万円という数字が先ほど東郷議員のほうから指摘されましたけど、これ開票作業が中止にされていますので、減額補正も予想されますので、1,600万円という数字からは当たらないと考えております。

次に、病院関連予算が削減されるようなことがあれば、野洲の地域医療の崩壊につながるというふうに御指摘があったんですが、その根拠がちょっと僕わからないんです。滋賀県の、以前、健康福祉部の次長さんとの非公式での話も私お聞きしましたけど、従来市の説明では、市が入っていることによって医師の供給が確保されているというふうな説明を、僕、今回も何度も聞いていますけども、話の中では別に市が入っているから医師の供給がなされていることではなくて、別に医大は要請があれば医師を派遣するというふうに伺っていますし、市のほうからそういう説明を口頭では聞きますけど、公文書という形、公式な文書という形で市民病院整備、市がかかわっているから医師の供給が継続されているということは、僕、そういう公文書、行政文書は見たことがありませんので、逆に東郷議員に反問ですけど、そのあたりの説明について、もし回答していただけるようであれば説明を求めます。

次に、病院が必要だと言うなら、病院関連予算を削除するだけではなくて、対案のための予算を組み入れろという質問があったと思うんですが、済みません、私の認識がちょっと違ったら申しわけないんですが、議員に予算の新規の提案権ってそもそも存在しないと思います。どのような法的根拠をもとに新たな新規予算の追加を、これ新規事業の予算の組み入れのことというふうに私は認識したんですが、ちょっとこの点については逆に反問という形で東郷委員に法的根拠の説明を求めます。

次に、対案の話ですが、この対案に関しては、先ほど僕も独立行政法人の話はしましたけど、これは素直に認めるんですが、ここに名前を連ねていただいている議員の方々も微妙に実は実際に考え方が違うところは素直にあると思います。私は独立行政法人ということは従来主張していますけども、民間や指定管理を優先されて御主張なされている方もいらっしゃると思いますので、私自身は非公務員型の独立行政法人で運営をすべきだと思っております。先ほども提案理由の中で説明しますが、これは私の意見ですけど、結果として、実際、その収支計画というのはやってみないところ、不確定要素が余りにも多いので、株価の予想を見ると、そこまではいかないと思いますけど、それに近いものがあると私は思っております。なので、独立行政法人で運営しておけば、ブリッジバンクではないですけ

ども、仮に計画が頓挫した場合の対応が速やかにいくと。なおかつ、市民病院の機能を持っているということでいいと申し上げました。

運営形態以外の対案なんですけど、私は、これは個人の私見でありますので、他の議員さん、名前を連ねられている議員さん方の意見とはちょっと違うかもしれないんですけど、私はやはり従来主張していますけど、現民間野洲病院の敷地を利用した運営を継続すべきだと思っております。これにはやはりいろいろ難しい問題もあります。なので、耐震補強も話もありましたが、最悪病床数の削減といったことも視野に入れて可能性を検討しないといけないのかなと思っております。

また、敷地面積が狭いということもありますけど、以前も、前議会で出ましたけど、郵便局の敷地が本当は使えればすごくいい条件ではあると思うんですけど、市の姿勢を見ても、今回の南口整備のJAおうみ富士さんとの土地交換の交渉なんですけど、その交渉の経過を見ていると、市の土地交渉が失敗した理由なんですけど、客観的な意見なんですけど、このような市の要求が通るわけがないんですね。なぜ通るわけがないと言うかといいますと、市場原理を無視して、JAおうみ富士さんにとってやはり有利な条件を出さないとのむはずがないんですよ。市の要求は、その都合のいい要求を一方的に伝えているだけですし、JAおうみ富士さんは民間金融機関ですから、この土地交換に関しても市場原理にあった要求をすれば普通にのんでいただけるんじゃないのかなと私は思うんですけどね。私、ちょっと公認会計士に政策教示を受けているんですけど、その中でも、まあ民間銀行ですから市場原理に乗った話をすれば乗ると思うんですけどね。なので、この郵便局についてもそのような市場原理に即した話し合いの経過のプロセスが一切見えませんし、市の都合のいい要求を一方的に押しつけているだけだと思っております。病院については、なので今の場所で速やかに改善を図るべきだと思っております。

どのような方が経営なされているかということですが、これは今回の新病院構想で、前回の一般質問で、私、質問しましたけども、具体的な回答がちょっとはっきりとはなされてい wasn't でしたけど、滋賀医大との協力でそれなりの方がと、理事長につけるということで話はしているということでしたが、その市民病院、市の南口の病院じゃないから市が引くというような話も、先ほどの懇談の中でも事実と反する、そのような手が引くということはないというふうに私聞いていますし、それは速やかに、当然医大との協力の中で、今回の南口の病院整備と同じようにそれなりの方を理事長としてつけたらいいのではなからうかと思えます。

最後に、2年目の黒字云々の話がありましたけど、収支計画の立案というのは、東郷議員、やはり算数の書き取りのようにできるものではなくて、膨大な事業費をもとにコンサルティング会社が行うものであると思います。本職が詳細な収支計画の説明をできる性質のものではないと思います。ただ、一般論として、投資費用が大きく減少する分、一般会計からの繰り入れが減少しますので、極めて財政は健全化で運営できるかと思いますが。先ほどの野洲病院の敷地を利用した病院運営の話ですが。

以上、誠意を持って説明したつもりです。

答弁を終えるに当たりまして、東郷議員、先ほどの修正案の対案の予算案の組み入れの法的根拠について、まずはその1点、対案で説明を求めます。

とりあえず、じゃあその説明はまずいただかないと、私もちょっと回答のしようがないので、よろしく願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 15番、東郷正明です。

まず最初に、住民投票に、議決に賛成されたということなんですけども、そのときの状況は、今回の住民投票でなく、附帯決議をつけられる前の状態でした。今回の住民投票が市議選の後にあったというのは、いろんな附帯決議出されて、足かせされて、市長が住民投票をやらないと言われて、そこからまた反対派の方が住民投票を強行したという形になっています。

そして、地域医療が、崩壊がわからないと今言われましたけれども、市長だけでなく、野洲病院がああ場所で耐震とか建てかえというのが困難、これは行政だけでなく、評価委員会や病院を議論されていかれた先生方もそういうふうに検討された結果、そこでの建てかえは困難だから、病院が他の場所で作らなあかんということになります。

なぜ南口かというのは、交通アクセス、そうした利便性、この野洲市だけではなく、近隣市の利用者も結構多い。湖南市とか竜王町とか、いっぱい来られています。そういった中で、郊外につくれば患者数も減っていく。車だからいいだろうという、行けるやろうという考えもあるかもしれませんが、これから高齢社会の中で、もうどんどん高齢社会に進みます。そういう中でしっかり利便性のよい、またコミバスとかバス、電車、そういう一番よい場所が駅前ではないでしょうか。

それと、市がかかわっているからこれまでは滋賀医大の先生方とか関係者の方もこの計画の中でサポートしていくというふうにしっかり検討委員会でも言われています。

新規予算ですけど、組み込むことはできません。できないと思います。そやけども、どれぐらいのものをつくるのかという数字ぐらいは明言されたほうがいいのではないのでしょうか。

反対される議員さんもいろいろ、独法とか民間とか、いろいろばらばらなんですけども、稲垣さんは非公務員型の行政独立法人ですか、そういう意味では今回独法になりました。

J Aさんの話、市有地、市場化なんですけど、これもJ Aさんには当初交渉されたときに、最初乗り気なんですけど、途中から何か受け入れないということで、その交渉の過程の中には病院の前に交流施設とか、そういうところにJ Aさんも入っていただくというような交渉もされたと思います。そういう中でもうまくいかなかったというのが現状だと思います。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 質疑はいいんですか、もう。

質疑は簡単明瞭にお願いいたします。なかったらいいですよ。

○15番（東郷正明君） はい、以上です。

○議長（矢野隆行君） ありがとうございます。

再度申し上げます。質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできませんので、簡単明瞭に質疑をお願いいたします。

次に、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、ただいま議題となっております議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案につきまして質疑をさせていただきます。簡潔にお尋ねを申し上げます。

第1点目、今まで議会において数の論理でとめてきた経緯がございました。今回は一転して数だけの論理で進めるのではなくと主張されておりますけども、その変化の理由は何であるのか、それをお尋ねさせていただきます。

次に、2点目でございますけども、病院問題は今まで約6年半を経過しております。市民より早期に結論を出すべきであると意見も多く聞くところでございます。いまいちど立ちどまって市民に意見を聞くべきであるという主張でございますが、今までの経緯をどのように考えておられるのか。また、どれぐらいの期間が必要であるのか、考えておられるのか、これをお尋ねします。

3点目は、田中議員にお尋ねをさせていただきます。

去る12月20日の予算常任委員会におきましては、これも緊急動議がされました。新人議員に対して7年に及ぶ病院整備問題をたった1回の説明をただけで、就任1カ月半で採決を迫るのは無謀ではないかとの主張でございました。同じ新人議員としてどのように思っているのか、その点をお尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君）　まずは、10番、稲垣誠亮議員。お願いします。

○10番（稲垣誠亮君）　それでは、修正案に対する橋議員の質疑に対してお答えしたいと思います。

まず、2点御質問を受けたと思うんですが、1点目の数だけの論理で進めるのではなくと、その変化の理由をお聞きになっていると思いますけども、過去本市議会で6度否決されているのに今回修正に至っていないということで、数の論理にはなっていないのではないかなと私は考えています。

2点目ですが、今までの経緯と今後どのぐらいの期間というお話ですが、今までの経緯に関しては、私、やはりリスクコミュニケーションが市民との間で不十分であったのかなと考えています。やはり市にとって有利な情報、バイアス、ベクトルが変わった情報がやはり野洲の市政の広報においても一方的に周知されていたのかなと。やはりそのような一方的な主張の中で市民の中に懐疑が生まれた、疑義が生まれたというものだと思っております。期間に関しては、やはり長期化というのが市政に重大な毀損をもたらすおそれが私はあると思っていますので、速やかに解決すべきだと思っています。

ただ、これ市民より早期に結論を出すべきであるという意見を多く聞くというふうに、この修正動議の質疑通告書に記載されていますけど、そのような方々の意見を別に私も、恐らくその名前を連ねていらっしゃる5人の方も決して否定はしていないと思うんです。橋議員の主張は、それは正義が僕あると思っています。ただ、我々もそれに対してアンチテーゼを提供しているだけにすぎないんです。我々は別に、その市民の意見を聞いて、その代弁をもとに行っていますので、それぞれそういうことで、意見ということでそういうことだと思います。

じゃあ、この2点に関しては私ですので、田中議員にちょっと交代したいと思います。

○議長（矢野隆行君）　第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君）　9番、田中陽介です。

今の橋議員の質問にお答えいたします。

この前の予算常任委員会での動議の話ですので、今回の動議の内容には含まれていない

んですけれども、やはり議論ということでお答えいたしますけれども、私も1年生議員でありますし、もちろん今まで議論に参加されて採決していらっしゃる方ほど全てをわかっているとは言いませんが、もちろん行政の説明も聞いておりますし、個別に担当課の方々とお話をして勉強もしたり、そもそも市民のときからいろんな検討委員会を傍聴したりして勉強しておりますし、もちろん今の同じような皆さん、今回初当選の議員の皆さんもそういったことをされていると僕も思います。なので、今回の動議ではそうした文言は外しておりますし、1年目であろうが何であろうが、しっかりと責任を持った判断をしていくことはできるし、それが必要だと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、1点だけ再質問をさせていただきます。

田中議員に、当然新人議員に対してはやはりきちっとこれからも議論を重ねていくというお話でございましたが、そういった気持ちは当然私も同じように感じているところでございますけれども、そういった気持ちをお持ちでありながら賛成者に、先ほど言われた、あえてこの文言は外しているとおっしゃいましたけれども、その賛成者の3人はこのように伝えておられるというのはなかなか私は理解がしがたい。その点をもう一度お尋ねさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） では、今の橋議員の質問にお答えさせていただきます。

委員会のときのその言葉を出された議員の方々がなぜ賛成者に回っておられるかということなんですけれども、その委員会での議論の中で、それは妥当ではないと思われたのか、もしくはほかの意図があるのかというのは、僕は本人ではございませんので、その意図は僕にははっきりとはわかりかねます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、1点だけ再々質問をさせていただきます。

今申し上げましたその点は非常に重要なポイントであると私は考えています。そのことを賛成者である限りは確認をとるべきやと私は思うんですよ、一番重要なポイントであるから。その点も確認せずに賛成者に名を連ねていただくということはちょっと疑問が湧きますけど、その点を再度お尋ねいたします。

○議長（矢野隆行君） 田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 今回提出させていただいた動議の内容について、その文言が入っていないことについては確認をさせていただいております。その文書を見せて納得した上で賛成者に名を連ねてもらっているものと認識しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算に対する修正案について質問をいたします。

この文面の中に、1ページの最後の3行目、4回連続して否決されている予算案を修正することもなく、基本的にこれまでと同様の市民病院関連予算を提案をしておられます。このような他に例を見ない異常な提案の仕方では議会の理解が得られるはずがありませんということが書かれているんですけども、これはこの間、市民の多くの皆さんから駅前に早期の病院の建設をと願っておられる。2年前には医師会とか社協などが9,000名からの署名とか、また女性の会が3,000名余りの署名とかという形で、本当に野洲市始まって以来の住民運動が起こり、連合自治会や、また老人会、さまざまな全議員の方々の連名の要望書とか、本当にそういった多くの市民の皆さんが病院の実現を願うために出しておられる。そういうことを市長として執行をされているということであって、異常なものではなく、市民の立場に立って提案をされたというふうに考えますが、見解を求めたいと思います。

2点目は、否決され続けているという、修正することもなくという形になっておりますね。今、この否決されてきたというのが、市民の皆さんは可決してほしい、病院つくってほしいと思っておられるにもかかわらず、議会が反対をしている議員が過半数、9人ということで、議会と市民のねじれた状況が続いていたというふうに考えますが、その点をどうお考えなのか、説明を求めます。

○議長（矢野隆行君） 第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 9番、田中陽介です。

先ほどの野並議員の質問にお答えさせていただきます。

初めの質問、多くの市民から駅前に病院建設を願っておられる、それに基づいて執行されているということなんですけど、それはそのとおりであると思っております。そして、

多くの市民から言われているので、それは異常なものではなく、市民の立場に立っての提案であったと、それもそのとおりであると思います。しかし、この否決されていることもまた事実であり、その後ろにはまた違う考えの多くの市民もいらっしゃるといふ、それもまた事実だと思えます。その多い、少ないというのはなかなか数字には出せませんが、ただその一方だけの立場に立って行うのではなく、両方の思いを酌み取っておさめていくということが僕はこの市政の運営にとっては必要なのではないかと。対立するのではなく、おさめていく方法を議論していく、ないしいろんなその手法を考えるというのも1つ大事なもので、それがなかなかとられてこられなかったのかとれなかったのか、それはちょっと前の、僕が入る前のことなのでなかなかわからないですけれども、そういった運営の進行の仕方が異常であったということだと認識しております。

そして、2点目ですけれども、このねじれが起きているということですが、恐らく前回の市議選や前々回の市長選において推進の方向での方が多くなった、市長が再当選なされたということで、それをおっしゃっていると思うんですけれども、やはりねじれていたとしても違う意見は数多くあるわけで、それは説明が足りていないから反対をされているのか、理解が浅いから反対をされているのか、それともそもそもの意見が食い違っているのか、いろんなやっぱりコミュニケーションがとれていない結果かもしれません。だから、そういったことも、先ほど言ったように、どうやっておさめていくか、それが大切なことであると認識しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員。

○14番（野並享子君） 今、田中議員がお答えいただきました。市長が市民の皆さんの願いをその立場に立って執行をされている、それは認めておられますね。それでいて、おさめていく方法、いろいろと私は努力されたと思います。いろんな形で、なぜ駅前でないのだめなのか、なぜあの病院での建てかえができないのか、なぜという形で常に反対をされている方々に対して情報を提供し、また市民の懇談会も行い、いろんなことをさせていただきました。市民の懇談会とかいろんなところに反対派の議員の方は来られていないんですよ。聞く耳持たないというね。聞こうかという耳持たない。閉ざしちゃっている。こういう状況では物事進みませんよね。幾らいろんなことを提案され、それがなぜだめなのか、なぜこれのほうがいいのかということをおっしゃられても、本当にもう前に進まないような状況で私はあったと思います。

運営の仕方というふうな部分の前に、やっぱりもう少しそういった市民に説明をするところに来られて、市民の皆さんの声も反対されている方の声も聞き、私らずっと行ってますから、懇談会の中で反対されている方の声も聞いています。賛成しておられる方の声も聞いています。けども、どの会場でも6割、7割ぐらいの方々が賛成でした。反対派がその中で6割、7割声を上げておられるんだっただけですけども、そういう状況ではありませんでしたよ、どの会場に、どこに行っても。いろんなところに行きましたけど。市長はそういう意味で、私はきちっといろんなところで発言をされ、市民の皆さんに納得していただけるように頑張っておられるというふうに思っていましたし、言われる提案そのものも事実に基づく根拠のある内容でありました。ということだと思いますので、こういったところに、田中議員は初めてですからこういうところに来られていなかったとは思いますが、稲垣議員、どうしてそういう市民の、市長のそういった懇談会に参加をして反対派の声、賛成派の声を聞こうとされなかったのか、その点を私はお尋ねしたいと思います。

2点目と同じような状況になりますので、説明は私は足りていないところか、本当にこの7年近くに及ぶ中には説明をされていたというふうに認識をしております。稲垣議員、答弁をお願いします。

○議長（矢野隆行君） 10番、稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） 野並議員の質問にお答えしたいと思います。済みません、まず賛成の方々の意見を寄り添っていない、聞いていないという御質疑があったと思いますが、我々も十分賛成派の方々と意見交換はさせていただいていると考えております。どの会場のことを具体的におっしゃられているのかはわかりませんが、我々も十分検討、話し合いは継続してさせていただいているつもりです。先日の住民投票の実施のときも、当然対応するのも必ずしも反対されている方々とだけでもありませんし、賛成派の市民の方々とも意見を交換してきたと思います。

先ほど市長の説明の話もありましたが、我々も多数の医療の専門家のほうからも客観的な意見を聞いて判断したと考えております。

以上でお答えになっていると思いますが、よろしいですか。

○議長（矢野隆行君） 野並享子議員、再々質問です。

○14番（野並享子君） 私が質問したことに対してストレートに答えがありませんでした。いろんな集会に私はいっぱい出ました。稲垣議員、その集会、市が主催した集会だったと思います。説明会とか、いろんな形で、2年ぐらい前でしょうか、文化小劇場で本

当に激論が交わされた。あそこ、300人ぐらい来はったん違いますか。本当に賛成の人も反対の人もいっぱい意見を言うておられました。そういう会場でお見受けをいたしませんでした。ここの場所でも委員会で、第1委員会室でもされました。何回もされましたが、議員として医師会の先生方との懇談会、それは議員として、出前懇談会ですから、来られていましたけども、それ以外、市が主催して一生懸命説明をされるとか、そういったところにはお姿見ませんでしたけど、どうして来られなかったのかというところをお尋ねしたいと思います。

○議長（矢野隆行君） 稲垣誠亮議員。

○10番（稲垣誠亮君） それでは、野並再質疑に対してお答えしたいと思います。

それはたまたま、多分先ほど、ただいまの文化小劇場の話を持ち出されましたが、私、このときも行っております。ちょっと記憶を今ずっとさかのぼっていたんですが、多分野並議員はもう記憶から消失していると思うんですけど、実は私、あのとき市民の方が多数集まる中で質疑をさせていただいているんです。今思い出していましたが、当時の司会をなされていたのが議会事務局長の大藤局長で、なかなか市民の方々が質疑をする中で、僕も質疑をするというのは大変勇気が要ったんですが、大きく手を挙げて当てていただけるように大藤局長のほうに、はい、はい、はいと言って、大藤局長のほうから、では議会から議員を代表してとか、一言一句正しいかどうかはわかりませんが、そういう趣旨で当てていただいたのをたしか、御記憶にないですか。

○議長（矢野隆行君） いいです。

○10番（稲垣誠亮君） あると思います。そのときに自己の見解は市民の皆様の前で述べさせていただきました。たしか、その後に野洲病院の事務局長さんが出てこられて、僕に対してかなり意見を述べられた、そういったことまで私はちょっと記憶をさかのぼって、記憶しているんですが、なので出入りをしていないとか、そういったことに対しては大変遺憾でございます。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（午後3時31分 休憩）

（午後3時45分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、ただいま議題となっております議第119号修正動議につきましては、会議規則第39条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、議第119号修正動議については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております議第118号から議第132号まで、及び議第119号に対する修正案、平成29年度野洲市民病院事業会計予算ほか15件について討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後3時46分 休憩）

（午後3時50分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

討論通告書が提出されていますので、これを順次許します。

なお、議第119号原案及び議第119号に対する修正案については一括して行います。

また、議第119号に対する討論の順序につきましては、修正案、原案に反対する意見表明であるため、討論は、まず原案に賛成する者から行い、次に原案に、修正案に反対する者、原案に賛成する者、原案に反対で修正案に賛成する者の順序で行います。

それでは、まず議第119号原案及び議第119号に対する修正案及び118号、125号につきまして、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明でございます。

議第118号平成29年度野洲市病院事業会計予算、議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）、議第125号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第4号）は関連いたしますことから、一括して賛成討論を行います。

今回の市議会議員選挙で我々新人は8名当選をさせていただきました。そのうち、今のところ7名が賛成議員でございます。今まで一番市民に近い立場から、そういった形で賛成をさせていただくものでございます。

さて、今回の病院整備に関しましては、平成23年4月に野洲病院から市に対しまして

新病院基本構想2010が提出されたことを機に始まりました。その年の6月から中核的医療機関のあり方検討会が開始されまして、野洲病院からの提案書は制度上できないが、野洲市内に一定の機能を担う病院は必要との提言が出されました。その後、新病院整備可能性検討委員会が組織されまして、平成24年7月には病院事業は成立する可能性があり、条件の1つとして野洲駅周辺での立地が必要との提言が示されました。これを受けまして、市立病院整備基本構想に着手されまして、平成26年3月に策定されましたその内容は、事業の全体像を示すとともに、場所は駅前市有地と位置づけされております。平成27年3月には、市立病院整備基本計画が策定され、同時に野洲駅南口周辺整備構想も策定されました。この南口周辺整備構想では、交流商業施設、市民広場などとともに、一施設として市民病院が位置づけされております。その後、皆様も御存じのとおり、基本設計の成果物もでき上がり、平成28年12月には病院事業の設置等に関する条例も議会で可決され、平成29年3月には野洲市立地適正化計画も策定されております。

しかしながら、市民病院に関連いたします予算につきましては、基本設計の補正予算が2回、そして実施設計の予算が6回否決されております。このように、6年半に及ぶ政治的停滞は市から活力を奪うことになりかねませんので、これ以上長引かせることはできないと強く感じているところであります。

さて、議員発議による住民投票が先般実施されました。48.52%で住民投票が成立いたしませんでした。私たちは市民病院を駅前につくるネットワークを立ち上げ、市民病院の早期建設に向け運動を展開いたしました。そういった意味で残念でありませんが、今回、運動を通して私どもが市民の皆様へ訴えたことを中心に賛成討論の論旨とさせていただきます。

まず第1点目に、野洲駅南口の整備の正当性であります。

病院経営の絶対的要件から駅周辺は外せません。駅周辺であれば、まず患者の確保が図れます。また、患者家族への負担の軽減が図れます。さらに、病院経営の重要な課題となる医師、看護師など、スタッフの確保も図れます。また、郊外への整備につきましては交通面の利便性の面において駅前と競争になりません。

次に、交通問題ですが、病院と駅は利用時間帯のピークが異なり、重複いたしません。また、利用時間帯と野洲小学校の通学時間帯もかかわらない。また、国道8号バイパスの整備により、市内の慢性的渋滞から脱却が図れると考えております。

次に、浸水問題につきましては、県が祇王井川のしゅんせつや構造物の除去などの対策

に着手していただいております。既に2層化により流域断面面積は16%も拡大し、改善が図られております。また、中長期対策といたしまして、童子川改修や雨水幹線事業などを計画的に進められております。

次に、立体駐車場に対する対応策でございますが、緩やかな直線スロープと広目の通路、区画など、これからの時代を先読みした高齢ドライバーにも配慮した設計であります。広い平面駐車場より移動距離が少なく、雨や日差しも気にせず移動できるなど、むしろ高齢者に優しい駐車場であります。

次に、反対側から指摘されております市財政への影響につきましては、現在の野洲病院への負担と比べ1億2,000万増加いたしますが、市の予算規模は年間200億円あり、十分対応は可能であると、このように考えております。

また、さらに新病院の健全経営に向けた方策といたしまして、運営形態を地方独立行政法人にする運営に移行する方針が決定されたことに対しましても、その判断を評価するものであります。

このような客観的事実を精査いたしまして、私どもは野洲駅南口に市民病院を賛成することに賛成するものであります。

最後に、平成29年度公立病院の新設、建てかえ等に関する調書につきましても、滋賀県の回答では、この収支見通しを実現するためには、一層の人材確保、経営感覚に富む人材の登用、医療経営の専門スキルを要する事務職員の人材開発等が必要不可欠である旨が明記されております。そういった人材の登用、開発が必要であると私どもも強く感じております。

今後も、このような課題をともに乗り切るために、私たちも含めて全力で御支援させていただくことを申し添えさせていただきまして、賛成討論といたします。何とぞ賛同を賜りますようによくお願いを申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 橋議員、一部修正、ここでお願いします。一部修正いたしますので。

○4番（橋 俊明君） 拍手をいただいて申しわけございません。実施計画は6回と発言いたしました。正しくは4回であります。訂正させていただきます。

○議長（矢野隆行君） お疲れさまです。

次に、第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏でございます。

それでは、ただいま議題となっております議第118号平成29年度野洲市病院事業会計予算について、反対の立場から討論を行います。

去る11月26日に、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することの是非を問う住民投票が実施されました。その結果、投票率は48.52%となり、開票に必要とする50%に届かず不成立となり、非常に残念な結果で終わったとともに、住民投票条例に基づき、開票できませんでした。

振り返れば、11月9日に開会されました市議会臨時会におきまして、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することについての住民投票の中止を求める決議が提出され、賛成多数で可決となりました。このことに関して、11月28日の新聞記事におきまして、市議会が住民投票中止を求める決議を可決するなど、投票不成立を望むかのような行動も見られた。有権者の意識を高めることと逆の効果を与えたのではないか。このことは、投票率が50%に満たなかった要因の1つではないかと書かれていました。結局、野洲駅南口市有地に市民病院を整備することに有権者は意思を示しましたが、賛成、反対の結果を示すことにならない結果となりました。

有権者のうち48.52%の市民が病院問題に関心を寄せておられる中で、今こそ野洲市議会は議会議員総意のもと、これまでの市民病院整備の場所と議論を一旦リセットし、早期に市民本位の議論に立ち返るべきであります。

去る9月13日に、守山市民病院の経営移行に関する新聞報道がありました。その内容を要約しますと、市の直営による病院経営は限界に来ている。累積赤字は2016年度末で18億円を超えており、今後10年間で一般会計からの繰り入れが年間約3億5,000万円に膨らむ見込みである。そこで、この慢性的な赤字が続く守山市民病院を2018年4月から15年間、社会福祉法人恩賜財団済生会に指定管理委託し、2033年4月には同財団に譲渡するとの発表でありました。

守山市民病院は、現在、本市が野洲駅南口に整備を進めようとしている野洲市民病院と全く同じ199床の病床を有する自治体病院であります。今回、市長が進めようとしている野洲市民病院と守山病院を比較してみますと、建物の延べ床面積は野洲市民病院が1,030平米と大きく、敷地面積は野洲市民病院が駐車場用地を含めて8,000平米で、守山市民病院は1万3,592平米と、逆に5,592平米狭いところであります。また、一般会計などからの繰入金につきましては、守山市民病院は平成27年度で約5億3,900万円、野洲市民病院は開院後10年目で同額に近いこととなっております。このように、

野洲市民病院整備の基本的な内容は、設置場所の違いにより敷地面積や建築面積すら違えども、現守山市民病院とほぼ同じ内容の病院を整備しようとするものであり、野洲市民病院においてはくれぐれも同じ轍を踏む結果とならないことを切に願うばかりであります。

野洲市中期財政見通しからも明らかなように、野洲市の極めて厳しい財政状況のもとで病院事業に着手する財政上の問題や、建設費が全国的な建設需要により高騰していることを懸念します。野洲駅南口市有地での整備は、敷地面積が狭く、危険度の高い立体駐車場、そして雨天時の交通渋滞、さらには豪雨時の排水対策、高い病床利用率で算定された余りにも楽観的な収支計画の問題など、多くの問題を抱えたままであります。これらの問題を踏まえて、一旦立ちどまり、正しい市政運営されることを切に望み、議第118号平成29年度野洲市病院事業会計予算についての反対討論といたします。

なお、あわせて本案に関連します議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）に対する修正案に賛成し、議第125号平成29年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第4号）について反対の意思を表明するものであることを申し添えます。

○議長（矢野隆行君） 次に、第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 16番、北村五十鈴です。

議第118号平成29年度野洲市病院事業会計予算について、原案に対して反対します。地方創生という言葉が聞かない日がないくらいに世の中が騒いでいた日々がもう今から3年前、2014年になります。人口減少に伴い、消滅する、消える市町村が全国で896自治体あると、日本創成会議で増田寛也氏が発表。それは大変と、地方創生交付金の獲得合戦が日本全国で始まった。定義は、自助の精神が求められ、みずからのアイデアで未来を切り開くこと。そのアイデアのよし悪しを国が判断して採択を決め、交付金をつける仕組みになっておりました。しかし、ほとんどの自治体はアイデアが浮かばない。そこで、東京や大手のコンサルに救いを求めた。コンサルは地元を全く知らないのにプレゼンはいまから、どこかで成功した先進事例を少しアレンジして提案。そして、多くの自治体が交付金を無事獲得。その後、事業がスタート。しかし、結果はすぐに出た。内発的発展論を全く生かしていない事業が効果を上げるはずはなく、交付金獲得に勝利した自治体のどれだけが今成功しているのだろうか。それに、たとえ失敗しても、今回は国の責任は問わない、問われない。約束どおり地方創生は自助の精神で自己責任だからであった。

この出来事がこの間のような気もするが、それでも3年が過ぎた。それだけ時の流れは速い。その速い流れの中、世の中は刻々と変わる。だから、町のあり方も当然変わる。だ

としたら、本市の新病院事業はどうだろう。もう7年、開院までの年月を足せば10年。小学生が成人式を迎えるぐらいに時間がかかった今、求められている医療も変わっている。その現実を私は今回の住民投票で思い知らされました。市内を回り、市民の皆様の声と医療関係者の経験から来る医療現場の真実もお聞きできました。

開票されなかったから住民投票はなかったのと同じだと市長のコメントが報道されておりましたが、そんなことはない。一番大きな真実は51.48%の市民は権利を放棄したことです。賛成者が討論でいつも使うフレーズがあります。多くの市民が病院を待ち望んでいる、だったはず。しかし、現実は違っていた。

そして、その理由の1つの要因は、住民投票なんて要らない、住民の声なんて聞かなくても市長選と市議会議員選挙で民意は証明されたからと、住民投票中止決議を決議し、ここにおられる10名の議員の住民投票不成立を望むような行動が大きく左右したことは否めない。

それに矛盾もある。賛成会派や賛成の市民団体から発行されたチラシには、反対したら野洲市から病院がなくなる、地域医療は崩壊すると、真実ではないメッセージが流された。だから、間違っただけの誘導をそのまま受け入れた市民も多かったと思う。しかし、そんな不安をあおられたのにもかかわらず、多くの市民が新病院を切望していたはずなのに風は吹かなかった。イエスでもノーでもなかった。

その結果を厳しく分析されている声もある。民意が示されたのは有権者の約半分。2万の市民が投票に行ってくれた。その2万の数字を過去の実績から半分・半分・半分だとしたら、お互い1万。人口比で言えば20%の市民がそれぞれ賛成、反対だったことになる。この20%の民意、言えることは、2割の民意ではもしものときの市民の覚悟は少な過ぎる。どうしてか。それは、今回の事業には責任をとる人がいないからです。

市長は常々、自分が欲しいわけではない、市民が欲しいと言うから、議会が賛成したから。結果、責任は最後市民に丸投げされる。その将来負担が増税になるのか、市民サービスの低下になるのか、どちらにしてもそのとき市長は変わり、大学との人脈も変わり、担当職員の部署も変わり、だから多額の税金を投入するこんな大きなプロジェクトは3分の2の民意が必要だと私は言い続けてきた。

もう一つの勘違いは、市は今回の病院事業はこれまで有権者と市民が積み上げてきた結果だと豪語されるけれども、実際はどうだったろう。説明会や懇談会、座談会に参加していた市民はいつも同じ人。それもほとんどが年配の方で、若者やママたちは参加していな

い。一般の市民を多くの市民がと置きかえていた結果が今回の投票率につながっている。

それに、方向性が基本構想の指針から間違いなく大きくそれてきた。駅前のにぎわいを生むのが病院。にぎわいのコアが病院。そんなまちづくりは間違っています。そんな駅前がどこにありますか。駅前の、せつかく市民のために買った市有地は、年齢を問わず市民の癒しの笑顔を生む場所に使うべきです。また、みんなで病院を使えば経営も成り立つと言われていますが、そんな論理は論外です。どちらもそんな発想からは市民の幸せは決して生まれません。

そして、今回の住民投票で一番貴重な市民からいただいた悲痛な声は、野洲に必要なのは介護医療の充実です。現在の要介護認定者数2,211名、今回の計画では49床の受け皿しかありません。老老介護や介護離職や認知症対応の老健や特養、グループホーム等の需要が早急に求められています。待機児童が現在42名。しかし、高齢施設待ちでは市は129名と発表していますが、実際は400名を超えていて、その数はますますふえるの見込まれます。切羽詰まった御家族が今でもいっぱいおられます。それなのに、ことしだけでも4度の否決に市は頑として主張を買えず、歩み寄る対話もなく、相変わらず強気な態度。どうして何度も否決されるのか、その原因は市にもあったはず。根本的な問題は賛成議員がふえても何も解決しないまま、今回もまた同じ提案。

それに、行政はもともと経営を伴う事業は苦手なものです。ましてや、今回は民間の病院を助けるために税金を使う。ここまで膨らんだ民間救済額はかけ過ぎです。民間にできることまで抱えないで、行政は行政にしかできないことに市民の血税を使うべきであると考えます。経営のノウハウは民間企業が勝ります。その裏打ちは、失敗したら多くはトップが責任をとらないといけないからです。しかし、行政は違います。誰も責任は問わなくていい。そのために議会のチェック機能があるのですが、野洲市の場合、この二元代表制が機能していません。

そんな中で、住民投票不成立に終わり、市民の真の声が封印されたままの形で事業が進められていくのは危険です。もちろん、私たち反対派としても力不足は認めます。反省要素はありました。可能性の高い対案がないと言われ続けてきました。そのとおりです。そこで、今回の住民投票で学んだ経験と市民の声を最優先にして、介護施設を併設した病院、もちろん広い土地が必要になるので、郊外の広い土地を確保して民間に提供。そして、民間の手による地域包括医療、ステーションモールを具体的に市に提案して、市民に説明していきたいと考えております。

だから、決して諦めません。市の一等地に大きな箱物をつくり、交通の利便をドクターの通勤を優先に挙げ、否決されるたびに予算は膨らみ、そして責任は議会の議決だと逃げ道を用意して、その市長をそんたくして、この予算を通そうとしている賛成議員には本当に我が事として野洲の未来を案じておられるのか。責任を自覚しておられるのか、市長と同じく議員も責任をとる仕組みはありませんが、社会的責任はもちろん負わなくてはならず、重い決断であることをもう一度考えていただきたいと思います。

命より大切なものはない、そんな思いから始まった今回の新病院事業。しかし、時間がかかり過ぎたその理由を市は顧みず、反対議員をいつも責めるだけでした。県内でも野洲市は将来負担が悪い現実が示されている中、教育施設、文化施設等、まだまだ大きな支出が続く、クリーンセンターの起債返還も始まり、中期的にも財政が減る厳しい現状下で現実を見つめ直すべきです。いま一度立ちどまり、リセットする勇気が必要です。だから、今回も私は現計画での予算には反対します。

以上。

○議長（矢野隆行君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 13番、工藤義明です。

私は原案に賛成する立場で、今回の修正動議についての反対の討論をさせていただきます。

なお、この修正動議、本日いただいた関係上、ほかの皆さんのように前もっての原稿はつくっていません。そのため、反対討論の中で多少の言葉足らずと舌足らずということもあるかと思いますが、その点は御了承をお願いいたします。

私ども10月22日の市会議員選挙で、投票の結果、この新しい議員となりました。その議員の数は、先ほど冒頭で橋議員のほうからありました8名の議員が新議員になりました。この中でも私たち賛成するという立場、市民病院建設に賛成する立場というのをたくさんの方々に訴えてきました。ここまで反対されている住民の方もたくさん確かにおられました。しかし、私たち選挙運動をする中でも反対される方には、市はこういう計画を持っています、建物についてはこうなっています、また駐車場についてはこういうスロープで計画されていますということも説明してきました。すると、やはり住民の方は説明をすれば理解されると。反対された方もその場で説明することによって、なるほどな、よくわかったというような話もいただきました。ここまで個人的な市民病院建設に賛成をしてほしいという訴えとともに、その後もたくさんの方が市民病院建設に対してのチラシ等

で現在の計画について詳しく説明をしてられました。その結果の議員の定数が18名という中に賛成議員が、これだけ多くの方が存在したということを生み出しました。

また、その議員の選挙が終わった後、11月26日の住民投票までの間、私たち共産党としても、また今会派として存在しています新誠会の皆さん、みらい野洲の皆さん、こういった方々とともにたくさんの宣伝活動を行ってきました。駅等でもビラを配りました。また、宣伝カーも3台ほど出しまして、毎日市民病院の住民投票に皆さん参加しましょうと、そして住民投票に丸をしてください、こういう運動をしてきました。しかし、反対をされている立場の方、市会議員選挙におきましてもそこまで反対されてきた議員が、議員の選挙に出てこない。結果的には住民投票だけ決めて出てこないと、非常に無責任な行動もとられてられました。

さらには、この住民投票の運動についても、私たちは賛成の立場で非常に多くの行動をしてきましたけども、なかなか反対運動をされている方のその運動が目に見えていませんでした。賛成する立場の方は、この議員だけと違いまして、病院関係の方、それから住民運動をされている方、こういった方が日夜繰り出して寒い中ビラを配って、地域を訪問したり、いろんなことをした結果、48.52%という結果を生み出したというふうに思っております。これでもっと投票率を上げるということになれば、反対をされてきた方がもっとたくさんの運動をすべきじゃなかったのかというふうに思っております。

また、この文章を読みますと、反対派の稲垣議員から出ています文章の中で、通常選挙と違って市民にわかりにくい選挙であったというふうな文章が記載されております。しかし、何回もここでも討議されていますように、ここまでの説明会が数多く開かれております。さらには、訴え等でたくさん内容を説明してきております。なぜ市民にわかりにくい選挙であったというふうにおっしゃるのか、この辺が理解できないところです。

さらに、市民のこの投票行為を重く受けとめていただきたいということが市長に対しての発言になっております。なぜ市長に対してだけこの投票行為を重く受けとめというふうにおっしゃるのか理解できません。反対派の方がもっとこれを重く受け取るべきだというふうに思っております。

さらに、先ほどの意見の中にありました住民投票については、権利を51%が放棄したと。これは放棄したんじゃなくて、議員の選挙によって賛成派と呼ばれる議員の方がたくさん出たもんですから、今の議会が全く今までと違う構成になった。だから、病院問題はこれですんなりうまくいくというふうに解釈されて安心しておられました。その結果、も

う自分が住民投票に参加しなくても病院問題は前へ進むというふうな解釈をして、安心して投票されなかった、こういった方はたくさんおられました。私の支持者の方も投票に行ってくださいと呼びかけたところ、いや、議員の方が賛成されている方が多いということで、行かなくても結果的には病院問題が可決されるというふうに安心しているんだ。だから、もう邪魔くさいから行かない。大変寂しい話でしたけど、こういった意見もありました。これが権利51%放棄したという内容では、一部に入っているというふうに思っております。

そのほかには守山市民病院のことが盛んに引き合いに出されました。なぜ破綻した病院をことさら大きく捉えられるのか。今出ている計画書、大変私は立派なものができていると思います。市民の方、不安に思っておられる方、こういった方にこの資料と、また絵、青写真を見せると、非常に安心されているんです。そこに今おっしゃるような破綻した病院、これを引き合いに出して同じようになっていくんだというふうにおっしゃります。心配されるのは結構ですけども、あおっているというふうにしかなえません。

さらには、ここまでの反対派の議員の方が、市の経営する病院が赤字になれば住民税が上がるような文章を反対派のビラにありました。これも病院問題をとめるというための非常に誇張した、市長に言わせたらでたらめな文章だというふうにおっしゃっていましたが、こういった病院をとめるためだけのここまでの宣伝活動がされたのではないかと、うふうに思っております。

反対をされている議員さんの人たちに申し上げたいと思います。もう結果としては、多分この後採決に諮られます。そこで、採決の結果、予算が成立したということになった時点では、ぜひとも一緒になって立派な病院ができる、こういったところに皆さんの意見を十分おっしゃっていただいて、これから先一緒になって新病院をつくろうではありませんか。それが住民の方の求めている内容になるのではないのでしょうか。

以上をもちまして、現在の修正案の動議に対する反対意見とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 次に、第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 9番、田中陽介です。

先ほど提出いたしました修正動議に基づきまして、議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第8号）の原案に対し、病院関連予算分について反対の討論を行います。

本来、私は選挙のときから住民の政治参加、意思決定への参加を訴え、住民投票の結果を予算賛否の1つの指標にと考えておりました。ですが、半数以上が投票行為を棄権し、

結果、議会に判断を委ねるということになりました。もちろん多くの投票に足を運んでくださった市民の皆さんには敬意を払うとともに、それぞれ議員にもう一度判断が委ねられる、そのことをとても重く感じ、熟慮し、悩みました。そこで、私はやはり原点に立ち戻り、子育て世代の親として、これから長い目を見た野洲のまちづくり、そしてその町のデザインも含めて考えていけないといけない、そのように感じました。

この実施設計の予算に反対する理由といたしましては、まず駅前南口市立病院整備の見解として、やはりロータリーの正面、野洲駅の玄関口に病院がそびえ立っている今の基本設計の内容というものがこれからの町のまちづくり、デザインを考えたときに、やはり違和感を感じるというものであります。玄関口はやはりにぎわう人々や豊かな緑、開かれたぜいたくな空間などという、楽しんで暮らしている市民の姿が見えてほしいと私は思うのです。

病院はできればお世話になりたくないものです。好きこのんでいく場所でもありません。安心は医療のもとにあるのではなくて、それぞれの日々の生活ともにあるというのは、今多い疾病を生活習慣病と呼ぶことからわかります。医療が進歩して検査が浸透し、健康な人がふえるはずが医療費はうなぎ上りで、このことから医療は必ずしも病院や医療は幸せの材料にはならないということがわかります。もちろん近代医療の全てを批判しているわけではなくて、外科手術もそうですし、対症療法、それが必要なときももちろんあります。しかし、それ以上に医療の過剰需給、そういったものがあるようにも思い、本来自分の体は自分でしっかり守るという、そこにも考えをする必要があるのではないかと思います。

病は気からというように、まず人生を楽しむこと、私はそう思いますし、南口駅前の構想の経緯を今回僕は調べてみました。すると、まさに市民が求めているものはそこでして、南口駅前は心と体の健康をテーマとした人と人がつながることで生まれるにぎわいということで、市民の交流や活動の拠点として周辺整備構想を検討されてきたことがわかります。その際、委員の中で議論されて組み上がってきた案は、緑豊かな大きな市民広場が駅前のメインとなっていました。そこに4回目の検討委員会の際に市長が病院整備を主軸としたB案、C案というものを提案されたと記録に残っていました。そこから、病院メインの市長が提案された案と市民が積み重ねてきた広場メインの案の2択でワークショップなどが進められてきました。そして、3回目のワークショップのときに合理的だという説明で、病院がメインの案のみで話が進められたと資料には書いておりました。その後、中学生、

子育て層のヒアリング、そういったものが行われました。そのときには病院の話はほとんど出ていません。老人クラブのヒアリングでさえも駅前に欲しいものというところに病院の文字はありませんでした。

市民活動団体への駅前に特に必要と思われる機能についてのアンケートでも、当時、市民広場24%、交流施設31%、図書館分室8%、アリーナ8%、病院13%、商業サービス17%というふうになっております。そして、今の駅前構想につきましては多くの記載があった意見であるロータリーから見える緑の豊かな空間、開かれた空間、恐らく今国が奨励しているような都市公園の機能と広場がミックスされたような空間だとは思いますが、そういったものは見る影もありません。市民の意見はどこへ行ったのでしょうか。これらを積み重ねてこられたものではないのでしょうか。

病院整備における合理性という名のもとにこれらが切り捨てられていくことには賛成できません。市が行ってきた今までのプロセス、一見妥当性があるように見え、とてもロジカルです。しかし、今までの結果報告の中身を開いてみると、本当に市民の意見が積み重なってきたものが尊重されているのか、その点では疑問を感じざるを得ません。こうした合理性ではなくて、もっとみんなのコミュニケーションをもとにしたまちづくりということを進めていただきたい。よって、私はこの病院関連予算に反対します。

しかしながら、現在の市の説明にあるような高齢化社会を見据えた地域包括ケア、地域の医療分担、そうしたことはとても大切なことです。今まで執行部や担当課が積み重ねてこられた数々のいろんな経緯、いろんなことには敬意を払っておりますし、そうしたことを踏まえて病院という目的施設であれば、駅前でなくてもいいというのが私や反対している議員の思いですけれども、もしどうしても駅前でないといけないということであれば、設置条例や基本計画も可決されていますので、せめて今まで市民と積み重ねてきた心と体の健康をテーマにしたつながることで生まれるにぎわい、その部分を尊重していただいて、基本設計を改め、ロータリー直結の緑を豊かな開かれた空間、そこをもう一度検討していただき、活動拠点となるような駅前にしていただきたい。それだけでも野洲市民の駅前への感覚、にぎわい、病院賛成、反対、いろんなイメージ、全て変わってくると思います。たった1つの正しさによらない多様性を尊重して、対立しても対話できる、そんな議会として歩んでいきたいと考えます。

以上で、反対討論とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の会議時間は、会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定によりまして、本日の会議時間を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き会議を行います。

次に、議第118号から議第132号まで、並びに議第119号に対する修正案について採決を行います。

これより、順次採決をいたします。

まず、議第119号に対する稲垣誠亮議員ほか1名から提出されました修正案について採決をいたします。

お諮りいたします。

本修正案について賛成の方の起立を求めます。

(起立少数)

○議長(矢野隆行君) 着席をお願いします。

起立少数であります。よって、議第119号に対する修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

お諮りいたします。

議第119号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第8号)については、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(矢野隆行君) 御着席をお願いいたします。

起立多数であります。よって、議第119号は原案のとおり可決いたしました。

次に、議第118号平成29年度野洲市病院事業会計予算について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第118号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立多数であります。よって、議第118号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第120号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第120号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第120号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第121号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第121号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第121号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第122号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第122号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第122号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第123号平成29年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第2号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 1 2 3 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 1 2 3 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 4 号平成 2 9 年度野洲市工業団地等整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 1 2 4 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 1 2 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 5 号平成 2 9 年度野洲市土地取得特別会計補正予算（第 4 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 1 2 5 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立多数であります。よって、議第 1 2 5 号は委員長の報告のとおり可決いたしました。

次に、議第 1 2 6 号平成 2 9 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 1 号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第 1 2 6 号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第 1 2 6 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 1 2 7 号平成 2 9 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について採

決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第127号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第127号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第128号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第128号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第128号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第129号野洲市営土地改良事業の経費に賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第129号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第129号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第130号おうみ自治体クラウド協議会を設置する地方公共団体の数の増加及びおうみ自治体クラウド協議会規約の変更に関する協議につき議会の議決を求めることについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第130号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第130号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第131号市道路線の認定及び廃止について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第131号については、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第131号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第132号野洲市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しについて採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第132号について、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第132号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後4時46分 休憩)

(午後4時46分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

議第133号から議第141号まで、及び意見書14号から意見書第16号までを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 御異議なしと認めます。よって、議第133号から議第141号まで、及び意見書第14号から意見書第16号までを日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(矢野隆行君) 追加日程第1、議第133号から議第141号までについて、平成29年度野洲市一般会計補正予算(第9号)ほか8件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

大藤局長。

○議会事務局長（大藤良昭君） それでは、朗読いたします。

議第133号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第9号）ほか補正予算6件。議第140号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例ほか条例改正1件。

以上でございます。

○議長（矢野隆行君） 議案の朗読は終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） ただいまは当初提案の議案につきまして、長時間御審議の上、全て議案のとおりお認めをいただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日追加で提出いたしました議案の提案理由を御説明申し上げます。

議案といたしまして、補正予算7件、条例改正2件の合計9件につきまして御審議をお願いするものですので、よろしくお願い申し上げます。

議第133号から議第141号につきましては、いずれも平成29年8月に出されました人事院勧告に基づき、国家公務員の給料、勤勉手当等を含む給与が改定されることを踏まえ、本市においても市職員及び市長等特別職の給与等について、勧告に準じた条例改正及びそれに伴う所要の予算の補正を行うものです。

議第133号平成29年度野洲市一般会計補正予算（第9号）につきましては、2,194万8,000円を、議第134号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては28万6,000円を、議第135号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては10万1,000円を、議第136号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては82万5,000円を、議第137号平成29年度野洲市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、予算第3条の収益的支出で20万円を、予算第4条の資本的支出で14万6,000円を、次に議第138号平成29年度野洲市下水道事業会計補正予算（第3号）につきましては、予算第3条の収益的支出で31万9,000円、予算第4条の資本的支出で6万1,000円を、続いて議第139号平成29年度野洲市病院事業会計補正予算（第1号）につきましては、予算第4条の資本的収入及び支出で1万2,000円を

それぞれ追加補正するものです。

次に、議第140号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本年12月支給の期末手当に0.05月追加し、年間3.30月とするもので、次年度以降につきましては、年間3.30月の期別ごとの支給月数を調整しようとするものです。

また、議第141号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、職員の給料表について民間との差があること等を踏まえ、初任給及び若年層における月例給を1,000円、その他について400円を基本として本年4月に遡及して引き上げを行い、勤勉手当については本年12月支給分に0.10月分追加し、年間1.8月とするもので、次年度以降につきましては年間1.8月の期別ごとの支給月数を調整しようとするものです。

なお、議第140号及び議第141号の条例施行日につきましては、公布の日から施行するものですが、次年度以降適用分につきましては、平成30年4月1日から施行するものです。

以上、御審議、採決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております議第133号から議第141号までについて質疑を行います。

御質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

次に、ただいま議題となっております議第133号から議第141号までについては、会議規則第39条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、議第133号から議第141号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、議第133号から議第141号までについて討論を行います。

討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

(午後4時51分 休憩)

(午後4時58分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤議員。

○13番(工藤義明君) 13番、工藤義明です。

議第140号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の第1条及び第2条に対しての反対討論をさせていただきます。

私は議第140号で提案されています第1条及び第2条の改正提案に対しまして、内容は議員報酬引き上げ提案であり、現時点においては反対としての意見を述べさせていただきます。

私たち議員は常に市民の方へ奉仕精神を持って接し、また活動していかなければならないのは皆さんと共通認識として一致できるものです。

さて、皆さん、先般実施された住民投票においては約1,600万円近い税金が使用されたのに、開票すらできなかったことへの批判をたくさんの方からいただきました。批判された意見の中には、議会は無駄銭を使った、責任問題だと強く指摘される方もおられました。

一方、生活実態から見ますと、市民のみならず、国民の多くの方が生活は豊かになったとは感じておられず、むしろ年金生活者や生活保護受給者の方たちは苦しくなっている現実があります。さらに、今の安倍政権は、今後消費税を10%に引き上げることを宣言しています。これによって、国民を不安に追い込んでいます。

今回の条例改正は、人事院勧告による引き上げですが、年金が下がり続けている状況から、とても議員報酬の引き上げは市民の理解を得られないものであります。よって、本条例改正のうち、議員報酬等に関する条例改正に反対をいたします。

以上です。

○議長(矢野隆行君) 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第133号平成29年度野洲市一般会計補正予算(第9号)については、原案

のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第133号は原案のとおり可決されました。

次に、議第134号平成29年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第134号は原案のとおり可決されました。

次に、議第135号平成29年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第135号は原案のとおり可決されました。

次に、議第136号平成29年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第136号は原案のとおり可決されました。

次に、議第137号平成29年度野洲市水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第137号は原案のとおり可決されました。

次に、議第138号平成29年度野洲市下水道事業会計補正予算(第3号)については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第138号は原案のとおり可決されました。

次に、議第139号平成29年度野洲市病院事業会計補正予算(第1号)については、

原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第139号は原案のとおり可決されました。

次に、議第140号野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例及び野洲市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立多数でございます。よって、議第140号は原案のとおり可決されました。

次に、議第141号野洲市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) 御着席願います。

起立全員であります。よって、議第141号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後5時04分 休憩)

(午後5時15分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(追加日程第2)

○議長(矢野隆行君) 追加日程第2、意見書第14号から意見書第16号まで、消費税10%への増税の中止を求める意見書(案)ほか2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

意見書第14号並びに意見書第15号について、第15番、東郷正明議員。

○15番(東郷正明君) ただいま説明ありましたように、意見書第14号と15号、続けて説明いたします。

消費税10%への増税の中止を求める意見書。

我が国を取り巻く経済状況は、プラス成長を続けていますが、それは輸出産業を中心に今成長しています。しかし、個人消費が落ち込むなど、相変わらず大企業が潤い、国民の暮らしが大変になっています。

総選挙で消費税10%増税の使い道を見直し、全ての子供たちの幼稚園や保育園を無償化にすると表明して保育無償化を公約した安倍首相。しかし、選挙が終わった途端に、認可外は対象外とするという報道がありました。これには保護者を中心に怒りが広まっています。仮に、一部を無償化の対象にしたとしても、余りにもひどく、多くの国民をだましたことにほかなりません。

消費税は逆進性が強い不公平税制であり、海外に籍を置く多国籍企業には優遇されている税制ですが、中小零細企業にとっては価格転換が補償されず、死活問題となっています。大企業と富裕層に応分の負担を求めれば、消費税10%の増税を行わなくとも財源は確保できます。経済も暮らしも破壊する消費税10%増税はすべきではなく、中止を強く求めます。

自治法99条の規定により、意見書を提出します。各議員の賛同をよろしく願います。

次に、意見書第15号原発再稼働の反対を求める意見書について説明をいたします。

原発は、ひとたび事故が起これば取り返しのつかない危険なものであり、事故の多さ、事故の深刻さ、あらゆる視点から人類の手に負えるものではありません。福島原発事故以降の経験によって、原発はなくても何の支障もないことが実証されました。国民の多くが原発の再稼働に反対し、原発のない社会の実現に向けたエネルギー政策の推進を求めている中で、これと逆行する動きは人の命と暮らしより経済最優先の国の政治にほかなりません。

何よりも原発の再稼働に当たっては、実効性のある避難計画が策定されることと、核廃棄物処理のめどが立つことが大前提です。これらの条件は現段階では満たされていません。危険さわまりない原発ありきの政策から再生可能エネルギーへの転換を図ることを強く求めます。議員各位の賛同をよろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第16号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、意見書第16号の意見書につきましては、提案にかえて意見書を朗読させていただきます。

道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書。

「道路は、市民の生活や活力ある経済・社会活動を支えるとともに、災害時には市民の命を守るライフラインとして機能するなど、市民の安全・安心を確保するためにはなくて

はならない社会基盤であり、地方創生の実現には道路整備の推進が必要不可欠である。

本市は、主要な国道や県道のバイパス整備事業の推進を初め、主要な市道路線における未整備区間の事業化や野洲駅周辺の道路整備の実施等、道路整備に係る課題が多く山積しており、また、本市のみならず周辺他市との道路ネットワークを構成する道路整備においても、未だ十分とは言えないことから、今後も、より一層の道路整備事業の促進が急務と捉えている。

さらに、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による補助率等のかさ上げ措置については、平成29年度までの時限措置となっており、平成30年度以降、この措置が廃止されることになれば、道路整備の推進に深刻な影響を及ぼすこととなる。

よって、国会および政府におかれては、地方における道路の迅速かつ着実な整備を促進するために、下記の措置を講じられるよう強く求める。

記。

1 平成30年度予算において、必要な道路関係予算の総額を確保するとともに、平成29年度補正予算を編成し、必要な事業の進捗を図ること。また、道路整備に係る補助率等の拡充を図ること。

2 道路財特法の補助率等のかさ上げ措置については、平成30年度以降も継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。御賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第16号までについて質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第16号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、意見書第14号から意見書第1

6号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第14号から意見書第16号までについて討論を行います。

討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

まず、意見書第14号につきまして反対討論、山崎敦志議員。お願いします。

○2番（山崎敦志君） 2番、山崎敦志。

消費税10%増税の中止を求める意見書に対する反対討論を行います。

安倍総理は、平成28年6月1日の記者会見において、消費税を平成31年10月まで8%で据え置く意向を表明されましたが、厳しい財政状況を勘案し、延期後は消費税率10%に引き上げるべきものと考えられております。また、本年行われた衆議院選挙において、消費税10%増税時の使途変更について公約され、与党が国民の支持を得られたと考えております。

現在、消費税を上げることを前提に、平成30年度の予算編成が行われている。保育無料化への見解としては、全ての子供を対象とする首相の発言を踏まえ、具体的な設計が進められております。11月10日の加藤厚生労働大臣が述べられています。無償化は2019年度より段階的に進められております。許可外を利用する3歳から5歳児は8万人、これも無償化をする具体的な要件をつけるかどうかは有識者で検討されております。実際、財務省の平成28年度一般会計予算は、28年度ですけれど、歳入97兆円、消費税はそのうち17兆円。歳出については、社会保障費は33.3%、32兆円ということになっています。

少子高齢化が進む中、経済の中で直接税をアップすることは経済循環を悪くします。間接税による増税により、社会福祉を充実させる目的税的な要素が多く含まれております。今後、政府は働き方改革により非正規労働者処遇改善、労働者賃金アップを働きかけ、働く世代の収入が増額する取り組み、取り組む施策を同時進行させています。経済循環の停滞をさせない、させられない状況では、消費税10%を実施する時期と判断し、反対討論を終わります。皆さんの御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第15号について、1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 原発再稼働の反対を求める意見書に対し、反対の立場から討論を行います。

失礼しました。1番、東郷克己です。

まず、原発の安全性については、権限、人事、そして予算面でも独立した原子力規制委員会による専門的判断を優先し、新規制基準に適合した場合のみ再稼働を進めることになっています。新規制基準では、保安措置に重大事故対策が含まれることが明記され、法律上の規制対象になることや、事業者による原子力施設の安全性向上を図るため、総合的な安全評価を定期的に実施し、その結果等の国への届け出及び公表を義務づけられています。これらのことから、実効性のある世界最高レベルの安全基準と言えます。

一方、意見書案に記載されている安全を保障するものでないとの内容に関しましては、規制委員会ホームページでも、これを満たすことによって絶対的な安全性が確保できるわけではありません。原子力の安全には終わりはなく、常により高いレベルものを目指し続けていく必要がある旨周知されており、適合した後の安全性の向上に向けた不断の努力が必要であるとの趣旨であります。

次に、原発がなくても何の支障もないことが実証されたとありますが、これは大きな誤りであります。電力は大量にためておくことができず、常に消費に合わせた発電が必要になります。このため、最大消費量を超える供給能力を維持しておく必要がありますが、震災とその後の原発停止の影響から、2011年夏及び11年から12年にかけての冬にでんき予報を発表するなどして節電に努め、さらに供給力維持のため、定期検査時期を迎えた火力発電所をフル稼働して発電するなど、電力会社はまさにぎりぎりの対応をして危機をしのぎました。現在でも我が国の電力供給は、LNG、石炭、化石など、化石燃料に経産省の2015年の調べで84.6%も依存しており、その影響は発電コストの大幅な増加、地球温暖化、エネルギー安全保障といった多くの面に出ています。コスト面での具体例を挙げれば、産業用電力で約40%、家庭用でも約25%も上昇しており、国民経済への大きな負担になっています。

また、再生可能エネルギーへの転換を図ることを強く求めるとありますが、さきに述べたように、大量の電力を備蓄する技術がまだ開発されていない現時点では、太陽光や風力といった再生可能エネルギーは変動の大きい電源であり、一層の技術革新が待たれるところでもあります。

したがって、原子力規制委員会により新規制基準に適合すると認められた原発に対しては、再稼働を進めることが合理的であると考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、第13番、工藤義明議員。

○ 13番（工藤義明君） 13番、工藤義明です。

私は意見書への賛成討論をいたします。

私たち日本国民にとって忘れることのできない6年前の福島原発事故の大惨事は想像を絶するものとなり、現在も約8万人の方が避難生活を強いられたままです。故郷に帰れない、家族離ればなれ、地域のコミュニケーションも分断され、避難先でのいじめ等も発生し、さらには補償の打ち切りまで出て苦しんでおられるのは皆さんも御承知のとおりです。このように原発には事故を起こせば国そのものを崩壊させるほどの危険性があり、国民の多くを一瞬にして奈落の底に突き落としかねない非常に危険の高いものです。

また、原発から出る高レベル放射性廃棄物、通称「核のごみ」は、再稼働によって約6年ほどで中間貯蔵庫が満杯になることも指摘されています。その核のごみを地下300メートル以上の深さに約10万年保管するという最終処分場計画がありますが、いまだ候補地の調査すら全国どの県も受け入れを認めていないのが実態です。再稼働によってどんどん核のごみはたまる一方。しかし、その処分対策はいまだ決定していません。

こんなことから、絶対再稼働なんて認めるわけにはいかないのです。これからは再生可能エネルギー政策に主力を置くべきことが現在は世界の流れとなっています。

先日、広島高裁が火山の影響を重視して四国電力伊方原発3号機の運転差し止めを命じる決定が下されました。また、大飯原発に関しましては、遠く離れた鳥取県の大山の噴火による火山灰が10センチ程度しか想定されていみせんでしたが、これは風向き次第では50センチに達する恐れあるという指摘もされ、福島と同じように電源喪失をするという警告もされています。

関電は高浜原発の3・4号機を既に再稼働させ、大飯原発3・4号機も来年3月以降の再稼働を目指しています。滋賀県には近畿の水がめもあり、高浜原発や大飯原発から近く、万一にも事故が発生すれば、その大惨事から逃れることができません。皆さん、ぜひ御一緒に原発再稼働をやめさせようではありませんか。

以上をもちまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第16号について、15番、東郷正明議員。

○ 15番（東郷正明君） 15番、東郷正明です。

意見書第16号道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書に対して、反対の立場から討論を行います。

道路財源臨時措置法は1953年に制定され、以降、3年、5年の臨時暫定措置をずる

ずる積み重ね、道路中期計画を初めとする全国2万キロの高規格道路建設を推進してきました。道路特定財源は一般財源化して、道路にも環境にも福祉にも使えるようにすべきだという国民世論を受けて、10年前に一般財源化の方向が示されましたが、10年間の期限つきで補助率を明記し、その上でかさ上げをしたため、特定財源性を残したままになっています。

今回の意見書は、平成29年で期限切れとなるかさ上げ措置の継続を求めているガソリン税や重量税など、自動車関係税などを道路財源とするやり方は異例です。ドイツでは、ガソリン税などは一般財源で総合交通政策の資金源となっています。地方自治体にとっても道路特定財源を一般財源化してこそ、自治体みずからの判断で住民のための切実な生活道路の整備にも使うことができます。特定財源によって自動的に高速道路ができていく仕組みを改めてその全額を道路や福祉や医療にも使える文字どおりの一般財源化に踏み出すことが大事です。

日本共産党は必要な道路網を計画的に整備していくことには賛成です。だからこそ、一般財源化して地域の実情に応じた使い方ができるようにすることが大事であることから、特定財源性を残したままのかさ上げ措置の継続を求める意見書に対して反対討論とします。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。

これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、意見書第14号消費税10%の増税の中止を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第14号は否決されました。

次に、意見書第15号原発再稼働の反対を求める意見書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第15号は否決されました。

次に、意見書第16号道路整備事業に係る補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見

書（案）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（矢野隆行君） 御着席願います。

起立多数であります。よって、意見書第16号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等、整備を要するものにつきましては本職に一任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 御異議なしと認めます。よって、条項、字句等、整備を要するものにつきましては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。

（午後5時40分 休憩）

（午後5時45分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 平成29年第6回野洲市議会定例会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

まず、本日最終日も長時間にわたり御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会は去る11月29日から本日に至りますまでの24日間でありました。当初提案いたしました予算10件、条例改正2件、その他3件の計15議案並びに本日追加提案いたしました補正予算7件、条例改正2件合わせた合計24議案について、慎重な御審議の上、いずれも原案のとおりお認めをいただき、まことにありがとうございます。

特に、市民病院整備に係る一連予算につきましては、過去4度可否同数による議長裁決という形での否決ではありましたが、今回は明確な賛成多数で可決をいただきました。市民の命を守り、安心・安全を確保するための重要な事業であること。駅前市有地での病院は、利用者及び医師を含む職員にとって利便性にすぐれ、経営にも有利であること。また、病院経営の見通し等についても御理解を賜ったものと考えております。

今後は、基本設計に基づく市民病院の実施設計業務に速やかに取りかかるとともに、事

業実施計画に基づき、市民病院開設の手続を進めてまいります。

市民病院開院のスケジュールにつきましては、既にお示ししておりますとおり、まずは平成31年7月に現野洲病院を市立病院化し、野洲駅前市有地の新病院施設が完成する平成33年春ごろからは地方独立行政法人による運営形態での運営を目指し、事業を進めてまいります。

また、野洲駅南口周辺整備構想に従い、子育て支援の機能などが入った交流・商業施設もあわせて進めることで、市民の健康とにぎわいのまちづくりの実現を目指してまいります。

市民病院整備事業はもとより、施策、事業の実施に当たりましては、これまでどおり透明、公平、公正、並びに市民参加と専門家の協力を基本に、効率的で開かれたまちづくりを進めてまいります。特に、病院整備に関しましては、登山に例えれば、現在、何合目に達しているかというよりは、登山口手前で登るか登らないかの議論をようやく脱して登山口を通過した状態であると考えております。病院事業の経験がない野洲市において、病院事業を立ち上げ、健全な運営を行っていくためには、さまざまな課題解決と困難を乗り越えていかなければなりません。引き続き、市民の皆様、議会、専門家、医師会、医科大学などの関係機関の御参画と御協力を得て進めてまいります。

一般質問におきましては、さまざまな分野における施策に対しまして、貴重な御意見や御提案をいただきました。これらを真摯に受けとめ、今後の野洲の元気と安心を目指すまちづくりに生かしてまいります。

最後に、議員の皆様におかれましては、健康に十分御留意をいただき、市民のためのまちづくりに一層の御理解と御支援を賜りますとともに、本市発展のために御活躍いただきますことをお願い申し上げます。あわせて、よき新年を迎えられますよう御祈念申し上げます。閉会に当たっての御挨拶といたします。まことにありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 以上で、平成29年第6回野洲市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。（午後5時49分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成29年12月22日

野洲市議会議長 矢野隆行

署名議員 稲垣誠亮

署名議員 山本剛